

家庭的保育全国連絡協議会専用 団体保険制度のご案内

(施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険+学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険+総合生活保険(傷害補償))



加入
締切日

◎更新の場合

2024年3月11日(月)必着

◎新規の場合

2024年3月11日(月)必着

※上記締切日までに必ず東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店必着で「加入依頼書送付」と「保険料着金」をお願い致します。

保険
期間

2024年4月1日午前0時*1

～2025年4月1日午後4時(1年間)

*1: 更新の場合の補償開始は2024年4月1日午後4時になります。

中途加入の場合は毎月20日までに

加入依頼書到着&専用口座に着金した場合、翌月1日午前0時から補償開始!

ご加入の流れ

本保険制度は「NPO法人家庭的保育全国連絡協議会」の正会員の方のみ加入できます。
詳細につきましては、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会専用ホームページにてご確認ください。
(URL:http://www.familyhoiku.org/organization/#t_04)

◎正会員の場合

- ①年会費をお振込みください(詳細につきましては上記ホームページをご確認ください。)
- ②同封の加入依頼書に必要事項を記載
- ③保険料を以下の「保険料振込専用口座」にお振込み
- ④上記②の加入依頼書を返信用封筒にて返送

◎新規正会員の場合

- ①同封の加入依頼書に必要事項を記載
- ②保険料を以下の「保険料振込専用口座」にお振込み
- ③上記①の加入依頼書を返信用封筒にて返送

* ご加入手続きが完了しましたら、引受保険会社より「団体保険加入者票」をお送りさせていただきます。保険料等が記載されておりますので、行政への申請などにご利用ください。

保険料振込専用口座

三菱UFJ銀行(0005) 神田駅前支店(010) 普通0037883

<振込先(略称登録)> 家保協保険口(カホキョウホケングチ)

正式名義: 家保協団体保険受託口座 株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO

※窓口振込の場合は、略称(家保協保険口)でお振込みが可能です。

※ATM振込の場合は、口座番号を入力すると「東京海上日動パートナーズTOKIO」と表示されますので、そのままお振込み下さい。

※お振込みの際は振込人名に会員番号+加入者名(個人名)をご入力ください。

ご加入内容をご確認ください。

学校契約団体傷害保険・総合生活保険につきまして、今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は後記のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレットをご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、代理店東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店・新宿支社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

<お問い合わせ先・取扱代理店>

(株)東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店・新宿支社

〒151-8560 渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル

TEL:03-5333-1431 FAX:03-3375-8470

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険㈱

(担当課)医療・福祉法人部

〒102-8014千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4143

賠償責任保険の内容（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険）

保険金をお支払いする場合

●家庭的保育施設の欠陥や管理の不備や、家庭的保育事業の遂行に起因する（＝保育中の監督不注意等）他人の身体の障害や財物の損壊（施設賠償責任保険）、または家庭的保育事業の遂行中に提供した飲食物、家庭的保育事業の結果に起因する他人の身体の障害や財物の損壊（生産物賠償責任保険）が、保険期間中に日本国内において発生し、被保険者が他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、その負担に対して保険金をお支払いします。日本国外において発生した事故は補償されません。

●上記の施設賠償責任保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が負担する社会通念上妥当な初期対応費用（事故原因の調査費用、対人事故の被害者への見舞費用等）に対して、保険金をお支払いします。結果として被保険者が賠償責任を負担しなかった場合でも補償します。（施設賠償責任保険の初期対応費用担保特約）

●家庭的保育施設の所有・使用・管理や、家庭的保育事業の遂行に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったことにより被る損害を補償します。ただし、不当行為が保険期間中に、日本国内において行われた場合に限りです。（施設賠償責任保険の人格権侵害担保特約）

保険契約者

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会

この保険は、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会を保険契約者とし、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会正会員を記名被保険者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、保険契約者であるNPO法人家庭的保育全国連絡協議会が有します。

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 正会員

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会正会員で自治体の認可（認定）を受けた家庭的保育者（家庭的保育事業者）の方が、この保険に加入することができます。

法人格を取得した家庭的保育者（家庭的保育事業者）の方もこの保険に加入することが可能です。

* 被保険者には、理事・取締役・その他法人の業務を執行する機関・使用人を含みます。

被保険者*

（補償を受けることができる方）

【お支払いする保険金の種類】

被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、引受保険会社の同意を得て被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等の争訟費用
- ③被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
- ④事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ⑥「施設賠償責任保険」の対象となり得る事故に対応するため、被保険者が負担した社会通念上妥当な次の初期対応費用（施設賠償責任保険の初期対応費用担保特約）
ア.事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用
イ.事故現場の取り片付け費用
ウ.被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用
エ.通信費
オ.被害者に対して支出する次の費用（ア）身体障害見舞費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円限度とします。（イ）風災見舞費用。ただし、1事故100万円、被害者1世帯または1法人等につき10万円を限度とします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内（180日以内に被保険者から引受保険に費用発生の時節および内容について告知、期間の延長を申し出た場合において、引受保険会社がこれを認めたときは、事故発生の日からその日を含めて1年が経過するまでの期間とします。）に支出した費用に限ります。
カ.新聞等へのお詫び広告の掲載費用（引受保険会社の事前の同意が必要です。）
キ.その他上記に準ずる費用（ただしオ.以外で被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。）

【保険金のお支払方法】

上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。上記⑥の初期対応費用については、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者の故意、地震・噴火・洪水・津波・高潮に起因する損害（賠償責任保険共通）
 - ②他人との特別の約定により加重された賠償責任（賠償責任保険共通）
 - ③被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任（賠償責任保険共通）
 - ④自動車等の所有、使用または管理に起因する施設賠償責任（ご自身をご加入の自動車保険等を手当てください）
 - ⑤生産物自体の損壊または使用不能（生産物賠償責任保険）
 - ⑥被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果（生産物賠償責任保険）
 - ⑦最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為（施設賠償責任保険の人格権侵害担保特約）
 - ⑧事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為（施設賠償責任保険の人格権侵害担保特約）
 - ⑨広告・宣伝活動、放送活動または出版活動（施設賠償責任保険の人格権侵害担保特約）
 - ⑩サイバー攻撃
- 等
詳細はご契約者である団体へお渡ししております保険約款をご確認ください。

こんな時にお役に立ちます ～お支払事例～

施設賠償責任保険

- ・保育中の児童に誤ってケガをさせてしまい、児童に後遺症が残ってしまった。
- ・保育の一環として行う散歩中に監督不注意から児童が自転車とぶつかりケガをした。
- ・保育施設の階段が抜けて児童がケガをした。等



人格権侵害担保特約

- ・児童の家庭の内情を守秘義務が課せられているにもかかわらず他人にうっかり話してしまい、保護者からプライバシーの侵害にあたるとして訴えられた。等

初期対応費用担保特約

- ・施設賠償責任保険の対象となり得る事故が起こった際の対人事故の被害者へのお見舞い費用、事故現場の取り片付け費用等を補償します。
(その額および用途が社会通念上妥当と認められるものに限りです。)

賠償責任の有無にかかわらず、早いタイミングでのお見舞いが重要です。
この特約では施設賠償責任保険の対象となり得る対人事故の被害者に対するお花や見舞金等の費用もお支払いします。



生産物賠償責任保険

- ・児童に保存状態の悪かったおやつ等を提供してしまい、児童が食中毒を起こしてしまった。等

傷害保険の内容（学校契約団体傷害保険・総合生活保険（傷害補償））

保険金をお支払いする場合

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。

保険契約者

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会

この保険は、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会を保険契約者とし、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会正会員を被保険者とする総合生活保険およびNPO法人家庭的保育全国連絡協議会家庭的保育職員・児童を被保険者とする学校契約団体傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として保険契約者であるNPO法人家庭的保育全国連絡協議会が有します。

被保険者

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 正会員、職員（補助者）、児童

* 職員とは・・・家庭的保育補助者、調理員、事務員、栄養士、看護師、保健師

* 補助者とは・・・雇用契約を結んでおり、賃金支払いがあり、支援員研修を受講済みの方

総合生活保険（傷害補償）においては、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会正会員で自治体の認可（認定）を受けた家庭的保育者（家庭的保育事業者）個人の方、学校契約団体傷害保険においては、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会家庭的保育職員・児童の方全員となります。学校契約団体傷害保険については、被保険者名簿の備え付けが必要です。保険会社が閲覧を求めた場合はいつでもこれに応じなければなりません。また、職員・児童の人数に変更が生じた際は速やかにご連絡ください。

お支払いする保険金

家庭的保育者向け

（総合生活保険（傷害補償））

家庭的保育者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガや、死亡・後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。

総合生活保険は日本国内外・24時間補償ですので、保育中だけでなくドライブ中のおケガなどプライベートでのおケガも対象となります。



家庭的保育職員向け

（学校契約団体傷害保険）

家庭的保育職員が保育業務中・通勤中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを負った場合や、死亡・後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。

自動車事故でのケガの場合でも、自動車保険とは関係なく保険金をお支払いします。



保育児童向け

（学校契約団体傷害保険）

保育児童が保育中・通所途中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを負った場合や、死亡・後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。

自動車事故の場合でも自動車保険とは関係なく保険金をお支払いします。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

補償内容 & 保険料表

1. 家庭的保育者(家庭的保育事業者)向け賠償責任保険

1. 賠償責任保険 と 2. 総合生活保険 は **必ずセット**でご加入ください。

施設賠償責任保険	支払限度額		免責金額 (1事故につき)
対人賠償	1名につき 1事故につき	2億円 5億円	0円
対物賠償	1事故につき	200万円	0円
初期対応費用	1事故につき うち、 身体障害見舞費用:1被患者 10万円 風災見舞費用: 1被害世帯・法人等10万円/1事故100万円	20万円	0円
人格権侵害	1名につき 1事故 保険期間中	100万円 100万円 100万円	0円
生産物賠償責任保険	支払限度額		免責金額 (1事故につき)
対人賠償	1名につき 1事故につき 保険期間中	2億円 5億円 5億円	0円
対物賠償	1事故につき 保険期間中	200万円 200万円	0円

年間保険料

保育児童数1~3名の場合
(3名タイプ) **12,270円**

保育児童数4~5名の場合
(5名タイプ) **17,910円**

法人格を取得した家庭的保育者(家庭的保育事業者)の方もこの保険に加入することが可能です。

小規模保育C型で、2~3名の家庭的保育者が、10名の児童を預かる場合は、主として保育する児童の人数に応じて3名タイプ・5名タイプに各々の家庭的保育者が加入してください。

中途加入保険料については、添付の保険料表をご覧ください。

<法人格を取得した家庭的保育者(家庭的保育事業者)の方の保険加入方法> 法人に所属する家庭的保育者それぞれの保育児童数に応じた保険料を合算します。

【加入方法(例)】

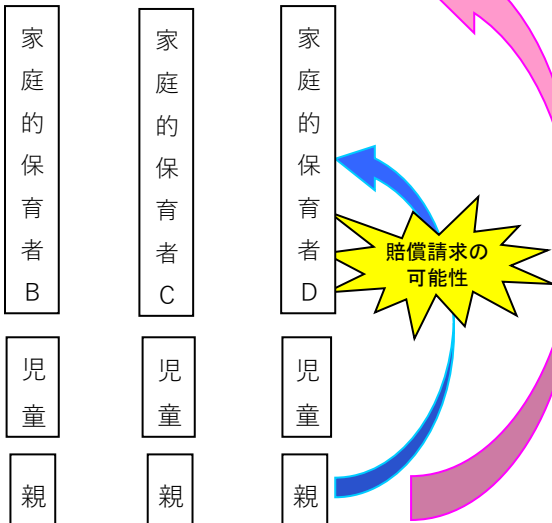
■加入者・・・家庭的保育事業者法人A

■補償の対象者・・・

法人に所属する家庭的保育者B、C、D、ならびに法人A

但し、「家庭的保育者B、C、D」ならびに「代表者A」がそれぞれ家庭的保育全国連絡協議会の「正会員」となる必要があります。

家庭的保育事業者法人A (代表者A)



■保険料算出方法・・・

- ①家庭的保育者Bの保育児童数3名⇒12,270円
- ②家庭的保育者Cの保育児童数4名⇒17,910円
- ③家庭的保育者Dの保育児童数5名⇒17,910円

①~③を合算した、**48,090円**が必要保険料となります。

なお、家庭的保育事業者法人Aの補償は上記保険料の中に含まれます(別途、追加保険料を頂く必要はありません)。

補償内容 & 保険料表

2. 家庭的保育者(家庭的保育事業者)個人向け総合生活保険(傷害補償)

1. 賠償責任保険 と 2. 総合生活保険 は **必ずセット**でご加入ください。

なお、総合生活保険の付帯サービスとして各種サービスのご利用が可能となります。サービスの詳細はP10をご覧ください。

団体割引5%適用(*1)、職種級別A(保育士等)(*2)

総合生活保険(傷害補償)	保険金額
死亡・後遺障害	150万円
入院保険金日額(*3)	2,000円
通院保険金日額	1,000円

【特定感染症補償あり】(*5)

年間保険料(家庭的保育者1名あたり(*4))

7,540円

(*1) 保険料は、被保険者(保険の対象となる方)の家庭的保育者ご本人の人数が20名以上500名未満の場合です。

(*2) 保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(保育士等の資格に基づき家庭的保育を営む者)を対象としたものです。それ以外の職種の方は、代理店にお問い合わせください。

(*3) 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等のお支払の対象外の手術があります。

(*4) 法人格を取得した家庭的保育者(家庭的保育事業者)の方も保険料は家庭的保育者1名単位となります。

(*5) 特定感染症補償では、死亡保険金、手術保険金のお支払いが対象外となります。

3. 家庭的保育職員・児童向け 学校契約団体傷害保険

付帯サービスとして「デイリーサポート」サービスのご利用が可能となります。サービスの詳細はP10をご覧ください。

学校契約団体傷害保険	保険金額
死亡・後遺障害	150万円
入院保険金日額(*6)	2,000円
通院保険金日額	1,000円

【特定感染症補償あり】(*8)

年間保険料(職員、児童それぞれ1名あたり(*7))

1,710円

(*6) 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等のお支払の対象外の手術があります。

(*7) 法人格を取得した家庭的保育者(家庭的保育事業者)の方も保険料は家庭的保育職員、児童1名単位となります。

(*8) 特定感染症補償では、死亡保険金、手術保険金のお支払いが対象外となります。

【特定感染症とは？】

感染症法(*)における「一類感染症から三類感染症まで」を指します。

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日(月)に感染症法)における「五類感染症」に位置づけられ、現在は補償対象となる感染症に該当せず、保険金のお支払い対象外となっています。

(*)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。以下同様とします。

一類感染症: ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症: ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)

三類感染症: 腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)

(注) 発病の認定については、医師の診断によります。

(注) 初年度契約の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は、保険金をお支払いする対象とはなりません。

家庭的保育全国連絡協議会団体保険制度 賠償責任保険Q&A

Q1. 賠償責任保険ではどのような保険金が払われるのでしょうか。

A1. 被保険者である家庭的保育者(家庭的保育事業者)がこの賠償責任保険で補償対象となる事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害賠償金等の損害に対して、保険金をお支払いします。

対人事故では、入院費・治療費・通院交通費、慰謝料等、対物事故の場合は修理費等が損害賠償金として認められるケースが多く、保険金支払いの対象となりえます。

また、事前に保険会社が同意した訴訟費用・弁護士費用等の諸費用も対象になります。

一方、あらかじめ保険会社の同意なしに示談をされた場合は、示談金額の全額または一部を保険金としてお支払いできない場合があります。また、過剰な修理費等をお支払いする場合、事故との相当の因果関係が認められない費用や道義上のお見舞などの費用は保険の対象として認められません。

被害にあった方や第三者にも過失があったような場合は、被害者や第三者の過失割合を差し引いた事業者の責任割合分の損害賠償金をお支払いいたします。

Q2. 賠償責任保険の補償の対象となる事故は、ケガに限られるのですか。

A2. ケガばかりではなく、食中毒や対物事故、また病気であっても、家庭的保育者(家庭的保育事業者)に法律上の賠償責任があると認められれば、対象となります。

Q3. 保育施設内で利用者が転んでケガをした場合は対象となりますか。

A3. 施設の構造上の欠陥、管理の不備等がケガの原因であるとして、被保険者である家庭的保育者(家庭的保育事業者)に法律上の賠償責任があると認められた場合は、対象となります。

Q4. 家庭的保育者(家庭的保育事業者)が全く付き添いをしない連携保育中に、連携先で事故が起こってしまった場合、賠償責任保険の補償の対象になりますか。

A4. 付き添いのない家庭的保育外での連携保育中は、被保険者である家庭的保育者(家庭的保育事業者)の直接的な管理下ではなく、一般的に被保険者が法律上の損害賠償責任を負わないため補償の対象になりません。

ただし連携先保育所の選択に過失がありそれが原因で事故が起こったとされるケースや、預かっている児童についてのアレルギーなどの注意点を連携していなかったために事故が起こったといったケース等、被保険者に法律上の賠償責任があると認められた場合には一部対象となる場合もあります。

Q5. 家庭的保育者(家庭的保育事業者)が保育ができないときに、市区町村から支援員を派遣されて保育を行う場合、その間に起きた事故は補償の対象になるのでしょうか。

A5. 賠償責任保険については、保育者の代替が生じた場合でも、家庭的保育施設の欠陥や管理の不備、保育中の監督不注意等によって被保険者である家庭的保育者(家庭的保育事業者)が法律上の損害賠償責任を負う場合は、保険金のお支払の対象となります。

Q6. 事業所のホームページを作成し、児童の写真を掲載したところ、保護者の方からプライバシーの侵害にあたりと指摘を受けたが、人格権侵害担保特約で補償の対象となるのでしょうか。

A6. 人格権侵害担保特約において、広告活動・宣伝活動等に起因する損害は補償対象外となっているため、補償の対象にはなりません。家庭的保育施設の所有・使用・管理や、家庭的保育事業の遂行に伴う不当な身体拘束、口頭・文書・図画等による表示により発生した人格権侵害について、被保険者である家庭的保育者(家庭的保育事業者)に法律上の賠償責任があると認められた場合に保険金のお支払の対象となります。

加入依頼書 記入例 (裏)

保険料(一時払)

家庭的保育者(家庭的保育事業者)				法人格を取得した家庭的保育者(家庭的保育事業者)*4			
1. 賠償責任	3名タイプ(児童数1~3名)		☆保育児童数()名	3名タイプ(児童数1~3名)		☆家庭的保育者(1)名	
	12,270円			12,270円 × (1)名 =		12,270円	
	5名タイプ(児童数4~5名)		☆保育児童数()名	5名タイプ(児童数4~5名)		☆家庭的保育者(1)名	
	17,910円			17,910円 × (1)名 =		17,910円	
2. 家庭的保育者(家庭的保育事業者)個人向け傷害*2		7,540円		家庭的保育者(2)名		7,540円 × (2)名 = 15,080円	
3. 職員*3 児童向け傷害	加入する	職員	1,710円 × ()名 = 円	職員	1,710円 × (4)名 =	6,840円	
		児童	1,710円 × ()名 = 円	児童	1,710円 × (7)名 =	11,970円	
加入しない							
合計(1~3の合計)				円		64,070	

*2 家庭的保育者(家庭的保育事業者)個人向け傷害保険(総合生活保険(傷害補償))の保険料は、被保険者の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(保育士など)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は代理店までご連絡ください。

*3 職員の人数は、登録職員の総数
法人格を取得した家庭的保育者
また、特定感染症補償の付帯の

法人格を取得した家庭的保育者(家庭的保育事業者)の場合は各補償について、
雇用する「家庭的保育者の総数」、「家庭的保育者ごとの職員・児童の総数」
を合計した金額を保険料としてください。

*4 法人格を取得した家庭的保育者
家庭的保育者ごとの職員・児童数

1. 他の保険契約等(※) ★

具体的な内容をご記入ください。

(※)他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額)(万円)

2. 賠償責任保険告知事項申告欄 ★

1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます)	はい	いいえ
2. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます)	はい	いいえ
3. 上記1または2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実について具体的な内容を右にご記入ください。		

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) をご参照ください。

事故報告書

* 事故が発生した場合は、この用紙をコピーしていただき、必要事項をご記入の上、加入者票と一緒に下記FAXもしくはメールにてお送りください。

* お子様がおケガをされた場合の保険金ご請求の際は、保護者の方のご署名が必要です。

(株)東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店・新宿支社 事故担当: 青木 經由
【FAX】 03-3375-8470 【メールアドレス】 dantai-jiko@tnpgrp.jp

東京海上日動火災保険株式会社御中

下記事故(賠償事故 ・ 傷害事故)が発生したことを報告します。

1.事故発生日	西暦	年	月	日	時頃
2.事故発生場所					
3.受傷者または被害者 (おケガをされた方等)	フリガナ (氏名)				
	(年齢)	(性別)	<input checked="" type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女	
	(住所)				
4.保険契約者	NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会				
5.証券番号	(保険会社で記入します)				
6.事故内容					
7.その他	(病気・ケガの程度、賠償事故の場合は損害の程度)				

加入者名 _____ 印 _____

書類郵送先(〒 _____)

日中連絡先: _____

FAX: _____

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

対象種目：総合生活保険



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110



*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカル
ソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

・介護アシスト

対象種目：総合生活保険



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、
介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護
に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」
をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめ
や専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関
する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高
齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

・デイリーサポート

対象種目：総合生活保険
学校契約団体傷害保険



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時

いずれも ・税務相談 : 午後2時～午後4時

土日祝日、 ・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時

年末年始を除く ・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時



0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務
に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下
サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者
からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用
はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含み
ます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

■総合生活保険(傷害補償) 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

【傷害補償】

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用器具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

特定感染症危険補償特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 <p>▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)</p> <p>※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) <p style="text-align: right;">等</p>

【各保険についてのご注意等】

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等
・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(東京海上日動の代理店には告知受領権があります。)。主な告知事項は、以下の事項となります。
 - 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職業・職務(総合生活保険のみ)
 - 被保険者の人数(学校契約団体傷害保険のみ)
※補償開始日の毎月応当日の被保険者数を毎月一日にご報告ください。保険期間終了後、毎月の通知に基づく平均人数による確定保険料を算出し、既に払い込まれた暫定保険料との差額を精算します。
 - 他の保険契約等(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
(*)「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
 - 被保険者名、施設名・場所、保険料算出のための数値、その他告知質問事項(賠償責任保険のみ)・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、所属についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。
- 死亡保険金受取人の指定:死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
- 更新してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は表紙記載の保険期間以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。
- ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかる保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、保険会社までお問い合わせください。
- 他の保険契約等がある場合:賠償責任保険について、この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

- 賠償責任保険について、保険会社が経営破綻した場合等の取扱い(総合生活保険・学校契約団体傷害保険については重要事項説明書をお読み下さい。):引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りませぬ))またはマンション管理組合である場合には、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までご照会ください。(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)
- 補償の重複に関するご注意:補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
- 重大事由による解除について:以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

ご加入後のご注意

- ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 通知義務(ご加入後に契約内容のうち所定の重要事項に変更が生じた場合に代理店または保険会社にご連絡していただく義務)
・ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会経由で、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。総合生活保険・学校契約団体傷害保険については、ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。
 - 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職業・職務(*) (総合生活保険の場合)
 - 被保険者の人数(学校契約団体傷害保険の場合)賠償責任保険については、ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者へ、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

もし事故が起きたときは

<総合生活保険・学校契約団体傷害保険>

- 事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内に(総合生活保険は直ちに)ご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。
- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

<賠償責任保険>

- ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

示談交渉サービスは行いません<賠償責任保険>

●この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないでご加入者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

●責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・総合生活保険・学校契約団体傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。保険の詳細は保険約款によりますので必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と、被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。



0570 — 022808 <通話料有料>

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

■学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償、フランチャイズなし) 補償の概要等

学校*1*2の管理下*3中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者(保険の対象となる方)*4がケガ*5をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校教育法に定める学校もしくは学習塾、保育所または児童福祉法に定める施設等をいいます。

*2 大学院、自動車教習所、児童自立支援施設および通信教育による学校等は含みません。

*3 学校の管理下とは、学校の種類により、次のとおりとなります。

(1) 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園ならびに児童福祉法に基づく保育所等の場合

ア. 学校の授業(保育等を含みます。)中 イ. 在校中 ウ. 教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中(学校の教職員が引率するものに限りず) エ. 登下校中

(2) 学校教育法に基づく大学(短期大学を含み、大学院を除きます。)の場合

ア. 学校の講義、実験もしくは実習、演習または実技による授業中 イ. 在校中 ウ. 入学式、オリエンテーション、卒業式等の教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事への参加中 エ. 学校に届け出た課外活動中。ただし、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。オ. 登下校中

(3) 学校教育法に基づく専修学校および各種学校の場合

ア. 学校の講義、実験もしくは実習、演習または実技による授業中 イ. 在校中 ウ. 入学式、オリエンテーション、卒業式等の教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事への参加中 エ. 登下校中

(4) 学習塾、珠算塾および書道塾の場合

ア. 学校の授業(学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、保護者会等を含みます。)中 イ. 在校中 ウ. 登下校中

*4 申込書等に記載の学校に所属する園児、児童、生徒または学生全員をいいます。(家庭的保育職員を含む)

*5 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
学校契約団体傷害保険特約 (学校の管理下のみ担保) (フランチャイズなし)	死亡 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
	後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
	入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・大学の課外活動中のピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	手術 保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りず。*3	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	通院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(住診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金に担保特約	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 <p>▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害保険普通保険約款の各保険金をご確認ください。)</p> <p>※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害保険普通保険約款の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) <p style="text-align: right;">等</p>

〈保険金の支払方法〉

以下のいずれかの場合は保険金を削減して支払います。

- ①契約時より被保険者数が増えたにもかかわらず、契約者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったとき。
- ②契約時より被保険者数が増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかったとき。

〈解除について〉

「保険金の支払い方法」②の場合、保険契約を解除することがあります。

上記ご説明は学校契約団体傷害保険の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきます。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルフ乗っ取り補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等*1が告知事項かつ通知事項(☆)*2となります。

他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

生年月日、他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*4 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。



2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなりま

す。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%) まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合


事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

 0570-022808
ナビダイヤル

通話料
有料

注意
喚起情報

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>


引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

 0120-720-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202203

<2022年10月1日以降始期契約用>

〈重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)〉 団体保険(学校契約団体傷害保険)にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

●本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)

●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただけますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることをご加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額*1等)

この保険での引受条件(保険金額*1等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

*1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

東京海上日動火災保険株式会社

保険にすることをご意見・ご相談は：本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は：事故受付センター (東京海上日動安心110番)



(受付時間:365日24時間)
0120-720-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項)

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日*2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日*2から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

*2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただいた場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を

保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といいます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年*3を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

*3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

① 現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

○ 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○ 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○ 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○ 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○ 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○ 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。

現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならない場合があります。

○ 新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。

(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品一式特約付帯動産総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

<携行品一式特約付帯動産総合保険の場合>

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・事故の発生した敷地内の見取図
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

<ヨット・モーターボート総合保険の場合>

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
- ・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
- ・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
- ・被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社にご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

12. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、<お問合せ先>までご連絡ください。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険 等	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80%	80%
個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険、携行品一式特約付帯動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険 等	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80%	80% *4
所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)、医療費用保険 等	90% *5	90% *5

- *4 ご契約者が個人・小規模法人*6・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- *5 引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。
- *6 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)をいいます。

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合

<個人情報の取扱いに関するご案内>

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)*をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-201511

<2016年5月保険業法改正版>

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額、免責金額(自己負担額)
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●家庭的保育者(家庭的保育事業者)個人向け総合生活保険にご加入の場合のみ

加入依頼書等の「職業・職務等」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？

※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。

職種級別Aに該当する方：

「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方

職種級別Bに該当する方：

「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)

●すべての補償に共通してご確認いただく事項

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

必ずお読みください

2024年2月

総合生活保険の 2024年4月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております総合生活保険について、商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレット等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 改定する補償 ・傷害補償

2 改定点

改定項目	概 要
「特定感染症危険補償特約」の補償対象となる感染症の変更	<p>現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。</p> <p>なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は、従来より補償対象外です。)</p> <p>(*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。</p> <p>(*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。</p>

このご案内は、2024年4月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-22007-202308

必ずお読みください

特殊な団体傷害保険の 2024年4月1日以降始期契約のご加入者様

2024年2月

東京海上日動火災保険株式会社

特殊な団体傷害保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております特殊な団体傷害保険について、商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

1 改定する商品

・学校契約団体傷害保険

2 改定点

改定項目	概要
「特定感染症危険後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約の補償対象となる感染症の変更	<p>現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。</p> <p>なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は従来より補償対象外です。)</p> <p>(*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。</p> <p>(*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。</p>

このご案内は、2024年4月1日以降始期の特殊な団体傷害保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

0701-GJ05-23009-202308